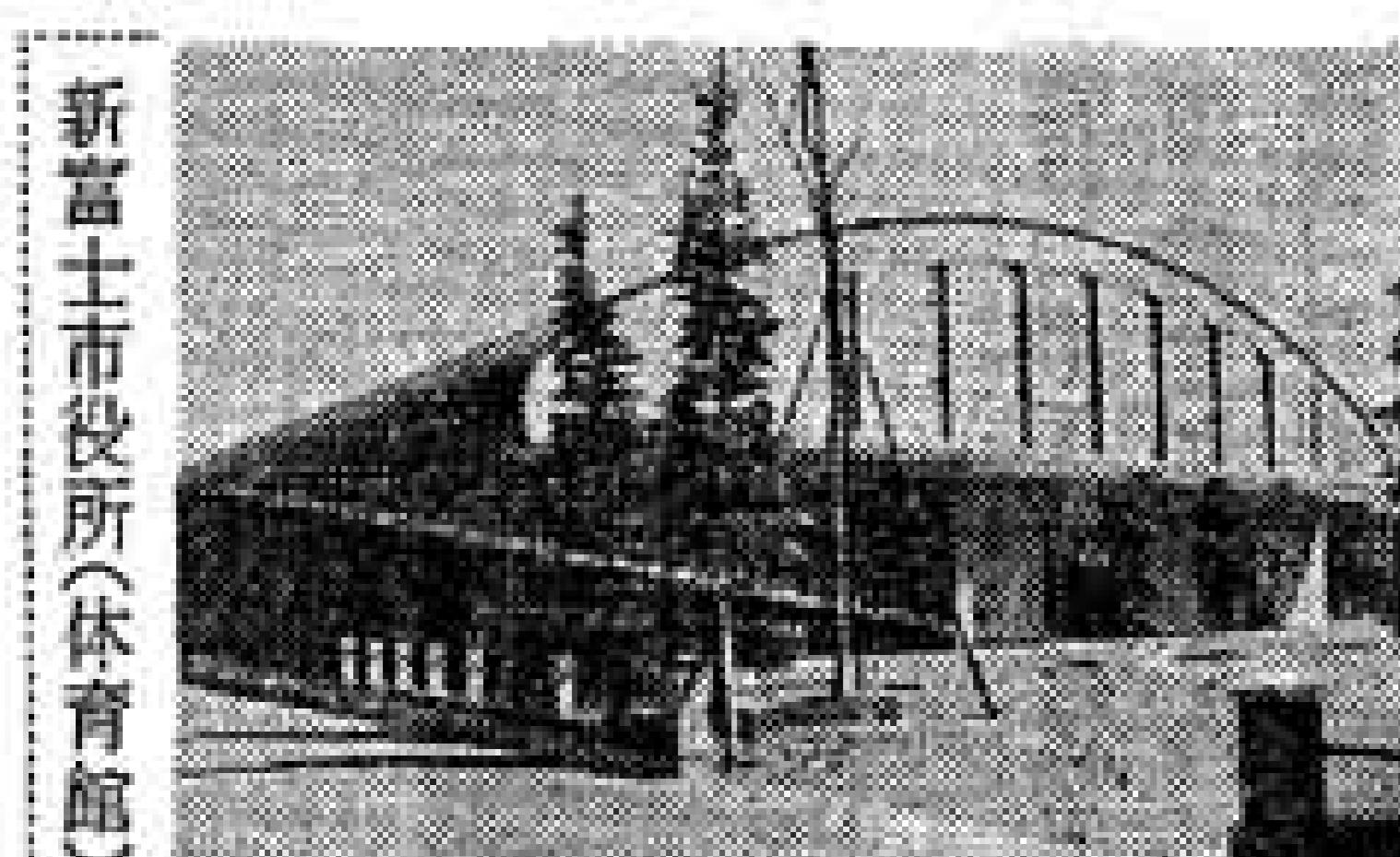


Top left: *W. K. H. F. C. 1001*
Top right: *W. K. H. F. C. 1002*



A black and white photograph of a traditional Chinese architectural complex. The scene is dominated by a tall, dark, cylindrical bell tower on the left side. To its right is a large, open courtyard with several traditional Chinese gates (arches) leading to other courtyards. The buildings are made of dark stone or brick, with intricate carvings on their eaves and pillars. The sky is overcast, and the overall atmosphere is one of historical significance and architectural beauty.

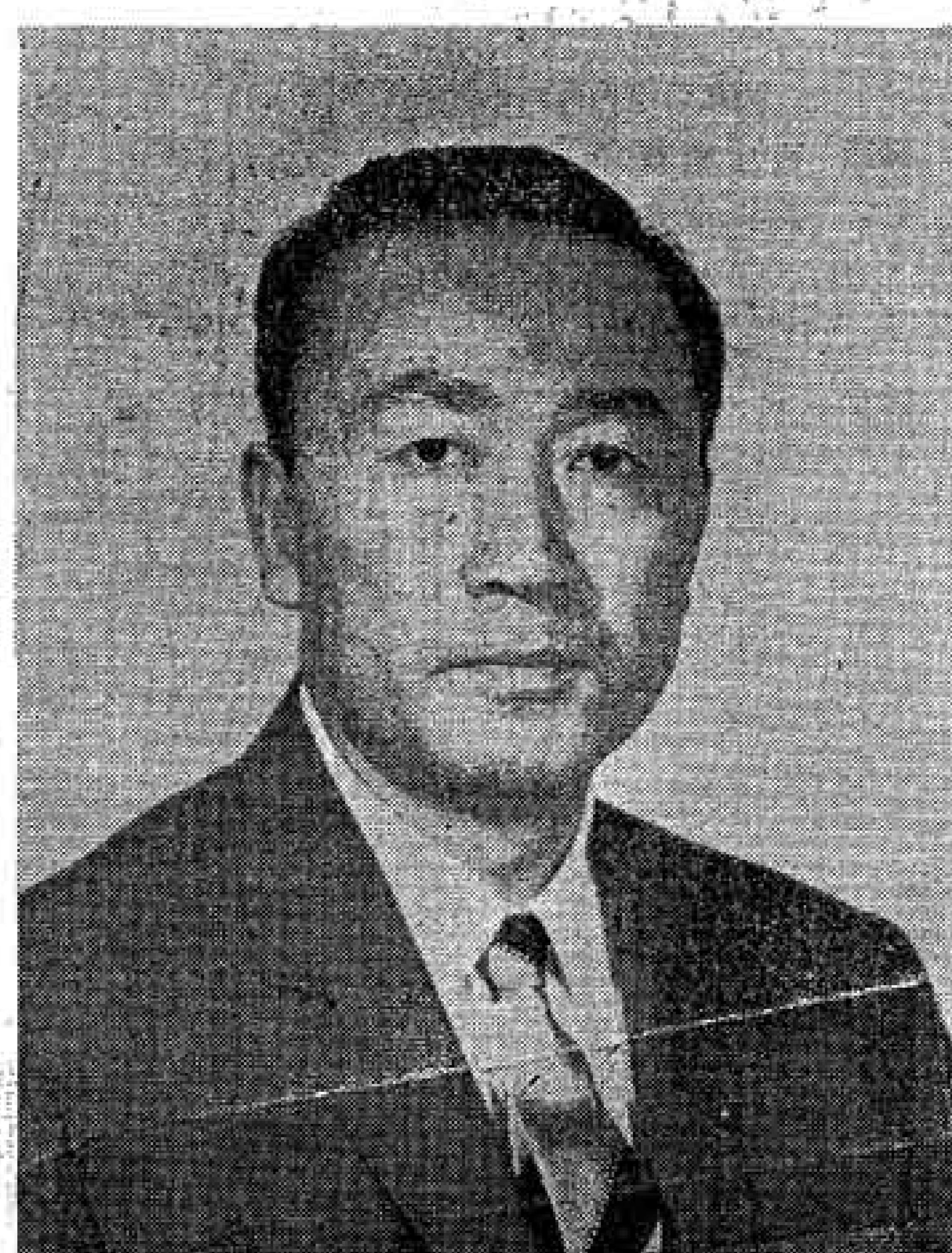
○富士市役所（吉原市立体育館）で行なう事務は次のとおりです

〔正職公報〕

秘書課
秘書、庶务、教育、市外などの事務

広報係
広報室、リリース室、広報部長室など

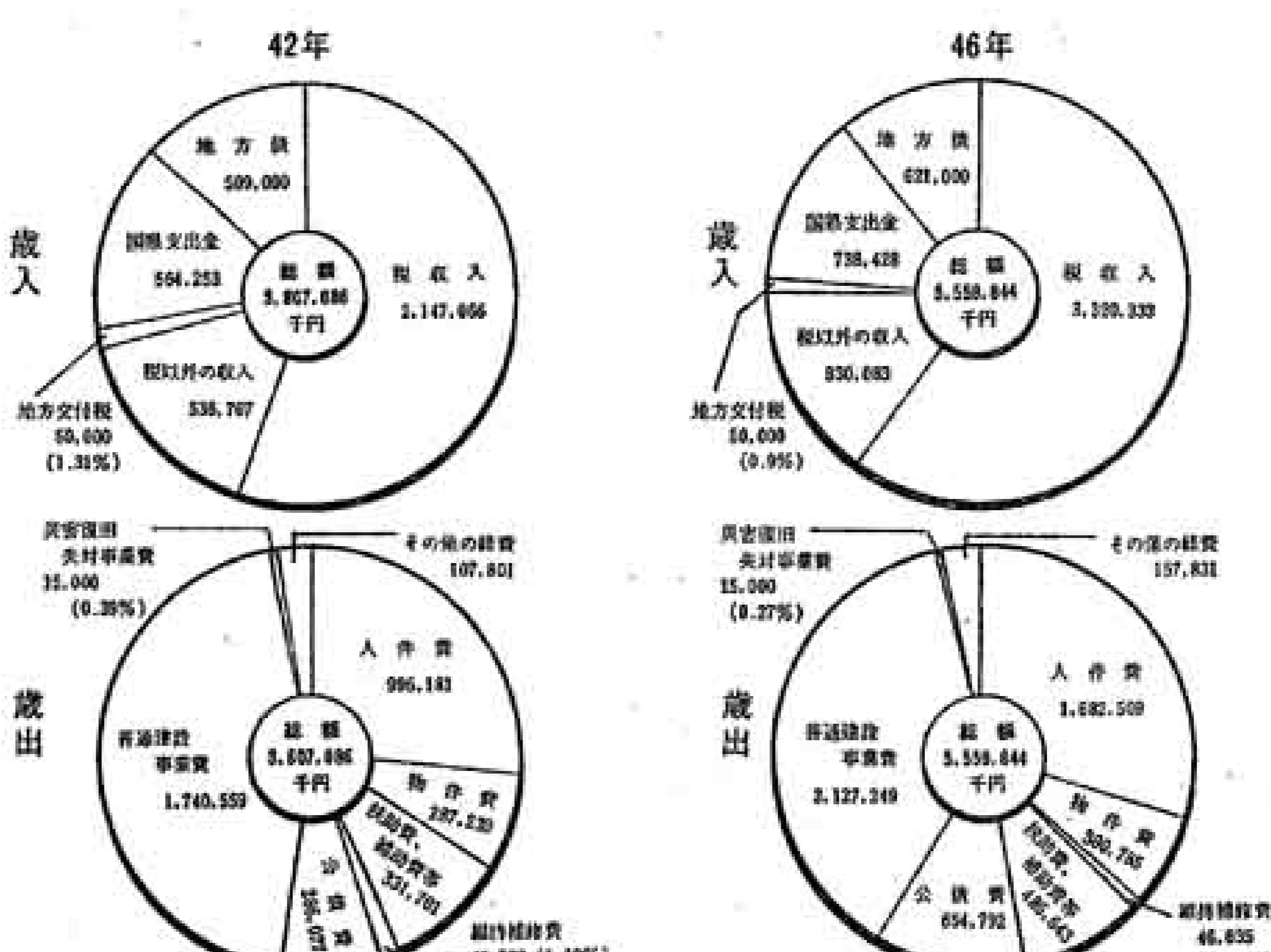
市民課



“新市誕生之序曲也”

此程に既に五〇年余の歳月
が経過する中、田世輔
は遂に其の職位を失つた。
田、相士校へ参り、
一矢十日射、遂に其の職位を失つた。

49年～新南政の本町～46年



新編入の内記

区分 税目別	昭和41年度 当初予算		昭和42年度 推定額		1人当 り税額	
	昭和41年度 当初予算	昭和42年度 推定額	昭和41年度 当初予算	昭和42年度 推定額		
1 普通税	1,796,448千円	2,088,251千円	11,260円	13,087円		
①市民税	534,936	680,714	3,353	4,288		
②固定資産税	836,091	892,566	5,240	5,594		
③軽自動車税	24,822	30,546	156	191		
④市たばこ消費税	129,496	180,440	812	1,131		
⑤電気ガス税	270,791	303,488	1,697	1,902		
⑥木材取引税	282	500	2	3		
2 月的税	55,653	58,809	349	369		
①都市計画税	55,653	58,809	349	369		
3 旧法による税	0	3	0	0		
	1,959,101	2,147,066	11,600	13,456		

(38) 人口150-10日1口の国際レート (人口150, 500人)

議員の任期は 42年4月30日

◇新市の名称

新市名は新市が永遠に飛躍発展する姿にふさわしく、しかも郷土的な色彩を反映し、地域住民はもとより広く国際間においても親しまれている「富士」を新市の名称としました。

◇新市の事務所の位置

新市の事務所の建設予定地は、吉原市大字永田地先に決まりました。敷地面積は26400m²を買収し、鉄筋コンクリート造り地上5階、塔屋2階、地下1階の新庁舎を工費8億9千万円で、つくることになっています。庁舎の建設は、昭和41年度中に計画、調査などを行ない、昭和42年度に用地の取得、設計を完了し、昭和44年度を完成目標にしています。

◇議会の議員の任期

新市の議会の議員の任期は「市町村の合併の特例法」により、合併の日から昭和42年1月30日まで在任することになりました。議員数は現在吉原市33名、富士市30名、鷹岡町19名となっていますが、新市になると議員数は40名になります。

◇農業委員会委員の任期

選舉による委員55名は「市町村の合併の特例法」により、任期は昭和42年10月31日までと決りました。なお、選任による委員のうち団体推せんの委員は新市が発足してから選任されますが、現在の委員14名があたられるように考慮されています。議会推せんの委員は新市が発足してから議会で推せんすることになります。

支所は今まで 通り存置します

◇支所出張所について

支所、出張所は富士市、鷹岡町ではなく、吉原市には5支所（元吉原須津、吉永、原田、大淵）がありますが、これは現在のまま残すことになりました。現市役所と役場は、吉原市立体育館が假庁舎に決まりましたので、分館として使用し、本庁舎が完成（昭和44年）するまでに改めて検討することになります。

◇特別職の職員の身分の取り扱い

- 選舉管理委員 市長選挙後の最初の議会で選挙されるまでの間、現在の委員のうちから互選で4名を選ぶことになりました。
- 教育委員会の委員、固定資産評価審査委員 市長選挙後最初の議会で選任されるまでの間、教育委員会の委員5名、固定資産評価審査委員3名をそれぞれ市長職務執行者が現在の委員のうちから選びます。

◇各種公共団体の取り扱い

2市1町には243の公共団体があります。このうち法律で統合することを決められている民生委員協議会、商工会議所、農業共済組合のほかは新市になつてから統合するよう行政指導をしていきます。

このように 協定 しました

吉原市
富士市
鷹岡町

◇一部事務組合の取り扱い

2市1町間に組織している鷹岡町吉原市用水組合、田子浦港魚市場組合などは合併により消滅するので、その財産や公共の施設は新市に引き継ぎ、新市が管理執行することになりました。そのほか2市1町が他の関係市町と組織する組合（岳南食肉センター組合、県旧町村職員恩給組合資産管理組合など）はそのまま加入または脱退の手続きをとることになりました。

◇財産、公の施設、債権および債務について

行政財産はすべて新市に引き継がれます。普通財産は合併の議決の日をもつて、現状のまま新市に引き継ぎます。公の施設、債権、債務もすべて新市に引き継ぐことになります。

◇市税の取り扱い

一般の市税は地方税法のとおり決められましたので、吉原市は現在と変わりません。国民健康保険は、12月まで2市1町の現在の課税と給付を行ない、明年1月から8月までは課税は2市1町の現在の課税を行ない、給付は新市全域に世帯員7割給付を行ないます。昭和42年4月からは給付も課税も統一したものになります。

吉原の継続事業 費は37億円です

◇使用料および手数料

使用料については市民会館使用料吉原市立商業高校授業料、幼稚園保育園保育料、公営住宅使用料などは当分の間現在の使用料です。水道使用料も当分の間は2市1町現行のままでですが、同じ行政区域内で料金が異なるのは好ましくないので、できるだけ早く統一することになります。道路占用料は当分吉原市の条例および取り扱い要領で運用しますが早急に新条例を制定することになります。

手数料については、戸籍手数料令に調整しましたので10円から20円高くなりました。

◇消防団の取り扱い

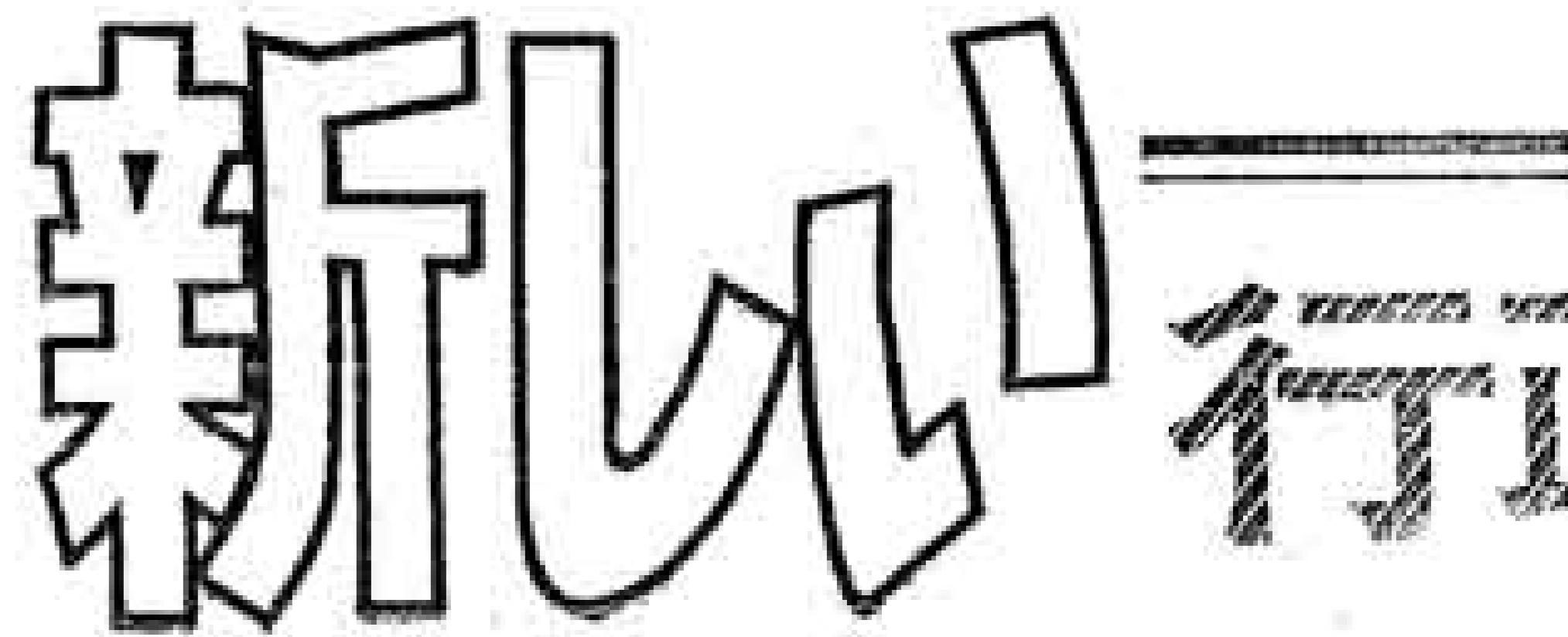
2市1町の消防団は現在28分団936人で構成されています。具体的な取り扱いについては、統合することが好ましいので2市1町の消防団が協議した、自主的な調定案によつて統合するよう行政指導を行なうことになります。

◇末梢行政機構について

新市発足時は一応現行の区または自治会の組織で運営し、適当な時期に統一的な調整が図られるよう指導を行ないます。

◇各市町の継続事業の取り扱い

新市の5カ年間の継続事業費は70億500万円となつています。これの配分が吉原市54.0%（37億8300万円）富士市36.9%（25億8500万円）鷹岡町9.1%（6億3700万円）と決りました。吉原市の継続事業の主なものは、青島津田地区画整理事業、簡易舗装、伝法小、原田小などの新改築事業、吉原沼津線、弥生線などの事業があげられています。



部、監査委員事務局は現在の吉原市教育委員会事務局で、教育委員会事務局は和田町の旧保健所でそれぞれ事務をとります。

以上のように当分の間は分散事務をとるのです。現在の市役所、町役場は吉原分館、富士分館、鷹岡分館に名称が変わります。また、吉原市にある元吉原、須津、吉永、原田、大淵の各支所はそのまま存置します。

以下、新市の行政機構、事務内容をおしらせしましよう。

※この係は分散事務を行ないます

市政懇談会、相談業務
公共施設の案内など

文書係
機械計算の調査、研究
整理保存など

会計課
収入通知、支出命令の書の調整など

諸税係
個人の市民税、県民税の賦課など

庶務係
市税の統計、賦課の諸

執務時間
新市「富士市役所」の号はつぎのようになります。

◇執務時間

開始午前8時30分

終了午後4時45分

土曜日は正午で終了

◇電話番号

富士市役所（体育館）
吉原分館（現吉原市保健所）は吉原②31

鷹岡分館（鷹岡町役場）

河川係
河川の新設改良、災害復旧、砂防工事など

道路係
道路橋梁の新設改良、灾害復旧など

市道路線の認定変更など

市道

取得、補償、水防事業

河川係
河川の新設改良、災害復旧、砂防工事など

道路係
道路橋梁の新設改良、灾害復旧など

市道

取得、補償、水防事業

河川係
河川の新設改良、災